

こども誰でも通園制度の導入の検討について（保育運営課）

【こども誰でも通園制度とは】

- ・ 現行の幼児教育・保育とは別に，保護者の就労有無等に関係なく柔軟に利用できる，国（こども家庭庁）の新たな通園制度
- ・ 子ども・子育て支援法に基づく新制度として，令和８年度から全自治体で実施予定。現在，国による法整備や全国１１８自治体（県内：松戸市，野田市他）における試行的事業が進められている。

【現時点における実施概要】

■ 一時預かり事業（既存制度）との比較

	現行の一時預かり事業	こども誰でも通園制度（仮称） として想定している仕組み
位置づけ	市町村が実施主体となる補助事業 ※ 地域子ども・子育て支援事業（いわゆる13事業の一つ）	現行の「子どものための教育・保育給付」とは別の「〇〇給付（名称は精査中）」
実施自治体	1269自治体で実施	全ての自治体で実施
事業の目的 や内容	①家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児 ②子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと思われる乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業（児童福祉法第6条の3第7項）	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、0歳6か月～2歳の未就園児を対象にし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園給付（こども未来戦略方針より）
利用方法	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など様々	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など、利用方法を選択できるようにすることを想定
利用時間	補助事業として利用時間の定めはなく、市町村によって上限の時間や日数を設けている。 ※ 月ごと、週ごとなど設定方法は市町村により様々	月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用 ※ 2024年度の試行的事業では、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として行うことを検討
利用料	事業所が直接徴収することが基本 ※ 平均的には、1時間300～400円程度	事業所が直接徴収することを想定 ※ 一時預かり事業と同水準を想定（制度改正の中で検討）
契約・予約 方法 ※ 初めて利用する施設においては事前の登録が必要であることを前提とする。	事業所との直接契約 ※ 申し込みは、電話や直接事業所がほとんど ※ 市町村は、利用したこどもの情報は把握していない場合がほとんど	事業所との直接契約を想定 ※ 予約システムを活用することを基本とする ※ 市町村は、システムを活用し、利用状況の把握ができ、支援が必要な家庭を把握することが可能
実施方法	一般型、余裕活用型 ※ 障害のある子においては、居宅訪問型の利用が可能	一般型、余裕活用型を想定

【出典：令和５年１２月１日 こども家庭庁による説明会資料】

■ 実施場所

保育所，認定こども園，小規模保育事業所，幼稚園，等

■料金（子ども１人当たりの保護者負担額）

１時間当たり３００円程度

■保育人員の配置基準

一時預かり事業の配置基準と同様とする

【参考】現行の一時預かり事業の基準

■一般型（園の定員とは別枠で受け入れる場合）においては、

☞乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者を配置し、そのうち保育士を１／２以上。

☞保育士以外の保育従事者は研修（子育て支援員研修または、家庭的保育者基礎研修と同等の研修）を修了した者。

☞保育従事者の数は２人を下ることはできないが、保育所等と一体的に実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合には、保育士１名で処遇ができる範囲内において、保育従事者を保育士１人とすることができる。

■余裕活用型（園の定員数を上限として受け入れる場合）においては、

☞「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める保育所の基準等を遵守。

☞クラス定員に対する人員配置で対応が可能。

※障害児を受け入れる事業所では、職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置する場合には、補助基準上の加算がある。

【本市における取組み及び検討状況】

■事業者へのアンケート調査の実施（令和６年５月）

- ・市内の私立園１１３園に対し、意向調査を実施。「実施意向あり」と回答したのは５４園。

実施意向別内訳

単位：園，％

種別	意向あり	意向なし	対象全園における「あり」の割合
認可保育園	25	22	44%
小規模保育施設	9	6	50%
認定こども園	12	2	57%
幼稚園	8	6	47%
計	54	36	48%

- ・「意向あり」の園における受入可能人数と時間数を国基準の定員（１人あたり月１７６時間）に当てはめると、１６３．６人分の受け皿に相当。 → 必要定員数（※）の６９．５％（※令和５年度時点における本市の必要定員数は、２３５．３人）

■令和７年度中の事業開始に向けた検討

- ・民間事業者のみでは受け皿の不足が見込まれる。また市が主導して制度設計に取り組むため、公立保育園等で実施する方針。
- ・令和７年度中に、①松葉保育園 ②酒井根保育園 ③子ども・子育て支援複合施設 TeToTe の３か所にて事業の開始を予定。

※①②は公立保育園の０～１歳児の定員数を調整して事業の実施場所と人員を確保。

※私立園は、国から詳細が示され次第改めて意向調査を実施予定。